ハンターの皆さんへ 特別による事故防止

~基本的な安全対策の徹底を~

平成29年12月23日、多賀町久徳において、狩猟中の県外銃砲 所持者が散弾銃を発砲したところ、約100メートル離れた民家軒 下にいた女性の右足に散弾と思われるものが当たり、負傷する事 故が発生しています。

出猟の際には、絶対に事故を起こさないため、次のことに十分 注意してください。

猟銃等取扱い五原則

- ◎ 銃口は、人のいる方向には絶対に向けない
- ◎ 実包の装てんは、発射直前までしない
- ◎ 薬室は、発射するとき以外は脱包して必ず解放しておく
- ◎ 銃は、常に自己の管理下におく
- ◎ 銃は、酒気を帯びているとき等は手にしない

~共猟における事故防止~

- 識別しやすい服装を着用する(安全ベスト着用!!)
- リーダーの指揮下で行動する
- 猟場の地形及び仲間の位置関係を十分に把握する
- 発射の際には、矢先及び矢先の周囲に人がいないかを しっかり確認する

お問い合わせ

滋賀県自然環境保全課 電話番号 077-528-3483 滋 賀 県 警 察 本 部 電話番号 077-522-1231